

倉敷市立小，中学校学区審議会会長 様

霞丘小学校の学区変更について（諮問）

倉敷市立小，中学校学区審議会条例（昭和42年倉敷市条例第162号）第2条の規定に基づいて，次に掲げる事項について貴審議会に諮問いたします。

令和4年2月2日

倉敷市教育委員会



記

（諮問事項）

- 1 倉敷市立霞丘小学校の学区のうち，連島町西之浦の弁財天のうち926番地から943番地まで，980番地から1018番地まで，1021番地から1069番地まで，1123番地から1182番地まで，1243番地から1374番地まで，1941番地から1970番地まで，5842番地から5857番地までの地区及び鶴の浦1丁目を倉敷市立連島西浦小学校とし，連島町西之浦の弁財天（926番地から943番地まで，980番地から1018番地まで，1021番地から1069番地まで，1123番地から1182番地まで，1243番地から1374番地まで，1941番地から1970番地まで，5842番地から5857番地までの地区を除く。）を倉敷市立連島北小学校とする。

2. 倉敷市立連島南中学校の学区のうち、連島町西之浦の弁財天のうち926番地から943番地まで、980番地から1018番地まで、1021番地から1069番地まで、1123番地から1182番地まで、1243番地から1374番地まで、1941番地から1970番地まで、5842番地から5857番地までの地区及び鶴の浦1丁目を倉敷市立連島中学校とし、連島町西之浦の弁財天（926番地から943番地まで、980番地から1018番地まで、1021番地から1069番地まで、1123番地から1182番地まで、1243番地から1374番地まで、1941番地から1970番地まで、5842番地から5857番地までの地区を除く。）を倉敷市立倉敷第一中学校とする。